

平成31年1月より配偶者区分の設定変更について

給与（賞与含む）計算及び年末調整処理にて、一部プログラムを変更することとなり、それに伴い扶養マスタの配偶者区分の選択を変更させていただきました。

配偶者区分の選択から『対象外』が削除されることにより、設定を確認（変更）していただく必要があるため、下記の通りご案内致します。

<変更点>

	変更前	変更後
配偶者区分選択項目	配偶者なし 配偶者あり 対 象 外	配偶者なし 配偶者あり

本人所得および配偶者所得も加味することとなりますので、**必ず設定**をお願いいたします。

※配偶者ありで年末調整を行う場合で、本人所得 1000 万円超以外は随時処理の画面で**配偶者合計所得の金額**の入力が必要となります。

事業所No	事業所名	個人No	個人名
1	クリックス(株)	4	関東 豊子
年度	給与期間	給与日	給与区分
平成30年	H30年1月～H30年12月	H30年12月25日	通常
区	分	金 額	社会保険 税 額
給 与	手 当 等	1,947,777	128,695
賞 与	等	1,111,110	117,774
計		3,058,887	246,469
給与と所得控除後の給与等の金額		1,959,200	
社会保険料等控除額	申告分(国民年金等) 申告分(その他)	0	0
生命保険料の控除額	申告分(小規模企業共済等掛金の控除)	0	0
地震保険料の控除額	手入力	0	0
配偶者特別控除額	配偶者控除額	380,000	0
扶養控除、基礎控除、障害者等控除	詳細	380,000	0
所得控除額の合計額(10+11+12+13+14+15+16)		1,006,469	0
差引課税給与所得金額(9-17) 及び算出年収額		952,000	47,600

随時処理画面

例：本人所得 900 万円以下で配偶者の合計所得を<400000 円>と入力して
〔再計算〕すると、配偶者特別控除額が 380000 円になります。

本人合計所得見積額	0
配偶者の合計所得金額	400,000
小規模企業共済等掛金	0

平成30年分 給与と所得の源泉徴収票	
支払を受ける者	東京都文京区白山
氏名	関東 豊子
種 別	給与・賞与
支払金額	3,058,887
給与所得控除後の金額	1,959,200
所得控除の額の合計額	1,006,469
源泉徴収税額	48,500
配偶者(特別)控除の額	380,000
社会保険料等の徴収額	246,469
地震保険料の控除額	0
住宅ローン等特別控除の額	0
配偶者の合計所得金額	400,000

例：上記の場合の源泉徴収所への反映箇所は、「配偶者（特別）控除の額」「控除対象配偶者氏名」「配偶者の合計所得欄」です。

※「(源泉) 控除対象配偶者の有無等の「有」欄に〇はつきません

<設定画面の操作案内>

[個人マスタ → 扶養マスタ]

1. [個人マスタ] をクリックしてください。

The screenshot shows the 'Personal Master' (個人マスタ) screen. In the left sidebar, the 'Personal Master' button is highlighted with a red box. The main area displays a calendar for January 2019 and a list of tasks. The tasks include 'Legal Affairs' (法定事務等) and 'Other Tasks' (その他). The 'Legal Affairs' section lists tasks such as 'Payment of Social Security Contributions' (社会保険料の納入) and 'Payment of Health Insurance Contributions' (健康保険料の納入). The 'Other Tasks' section lists tasks such as 'Payment of Life Insurance Contributions' (生命保険料の納入) and 'Payment of Fire Insurance Contributions' (火災保険料の納入).

2. 個人マスタの画面にある [扶養マスタ] をクリックしてください。

The screenshot shows the 'Support Master' (扶養マスタ) screen. The 'Support Master' button is highlighted with a red box in the bottom right corner. The screen displays various fields for personal information, including name, date of birth, and address. The 'Personal Information' (個人情報) section includes fields for 'Name' (氏名), 'Date of Birth' (生年月日), 'Sex' (性別), 'Age' (年齢), 'Address' (住所), and 'Phone Number' (電話番号). The 'Social Security' (社会保険) section includes fields for 'Social Security Number' (社会保険番号), 'Health Insurance' (健康保険), and 'Life Insurance' (生命保険). The 'Other Information' (その他) section includes fields for 'Other Information' (その他) and 'Remarks' (備考).

3. 扶養マスタの配偶者区分の設定を確認してください。

The screenshot shows the 'Support Master' (扶養マスタ) screen. The 'Spouse Status' (配偶者区分) dropdown menu is highlighted with a red box. The screen displays various fields for personal information, including name, date of birth, and address. The 'Personal Information' (個人情報) section includes fields for 'Name' (氏名), 'Date of Birth' (生年月日), 'Sex' (性別), 'Age' (年齢), 'Address' (住所), and 'Phone Number' (電話番号). The 'Social Security' (社会保険) section includes fields for 'Social Security Number' (社会保険番号), 'Health Insurance' (健康保険), and 'Life Insurance' (生命保険). The 'Other Information' (その他) section includes fields for 'Other Information' (その他) and 'Remarks' (備考).

The screenshot shows the 'Spouse Status' (配偶者区分) dropdown menu. The menu shows options for 'No Spouse' (配偶者なし) and 'Spouse' (配偶者あり). The 'Spouse' option is selected. Below the dropdown menu, there are two sections: 'Total Income (Person)' (合計所得(本人)) and 'Total Income (Spouse)' (合計所得(配偶者)). The 'Total Income (Person)' section shows a range of '900万円以下' (900万円以下). The 'Total Income (Spouse)' section shows a range of '38万円以下' (38万円以下).

配偶者区分の設定および選択方法

1. 配偶者がいない場合

（配偶者の収入が多く、（１２３万超）の場合でも配偶者はいるため、配偶者なしでは設定しません）※１

配偶者区分	
配偶者なし	▼
合計所得（本人）	
900万円以下	▼
合計所得（配偶者）	
38万円以下	▼

配偶者区分で「配偶者なし」を選択下さい。

（合計所得（本人）、合計所得（配偶者）の金額選択は判断しませんので、特に選択をする必要はありません。）

※１：配偶者があり、明らかに所得が限度（１２３万）を超える場合（もしくは本人所得が限度（１０００万）を超える場合）、控除の対象になりませんが、年末調整を行う際に、配偶者の有無を反映させる箇所があるため、『配偶者なし』を選択しません。
年末調整は行わず、毎月の給与計算だけの場合を除きます。

2. 配偶者があり、本人所得が900万以下、配偶者所得が38万以下の場合

配偶者区分	
配偶者あり	▼
合計所得（本人）	
900万円以下	▼
合計所得（配偶者）	
38万円以下	▼

配偶者区分は、「配偶者あり」を選択し、合計所得（本人）は「900万円以下」を選択。合計所得（配偶者）は、「38万円以下」を選択下さい。

給与計算した場合、他の扶養親族数に１人加算した人数で所得税計算が行われます。

3. 配偶者があり、本人所得が900万以下、配偶者所得が38万超85万以下の場合

配偶者区分	
配偶者あり	▼
合計所得(本人)	
900万円以下	▼
合計所得(配偶者)	
38万円超85万円以下	▼

配偶者区分は、「配偶者あり」を選択し、合計所得（本人）は「900万円以下」を選択。合計所得（配偶者）は、「38万円超85万円以下」を選択下さい。

給与計算した場合、他の扶養親族数に1人加算した人数で所得税計算が行われます。

4. 配偶者があり、本人所得が900万以下、配偶者所得が85万超123万以下の場合

配偶者区分	
配偶者あり	▼
合計所得(本人)	
900万円以下	▼
合計所得(配偶者)	
85万円超123万円以下	▼

配偶者区分は、「配偶者あり」を選択し、合計所得（本人）は「900万円以下」を選択。合計所得（配偶者）は、「85万円超123万円以下」を選択下さい。

給与計算した場合、他の扶養親族数に1人加算されません。

5. 配偶者があり、本人所得が900万以下、配偶者所得が123万超の場合

配偶者区分	
配偶者あり	▼
合計所得(本人)	
900万円以下	▼
合計所得(配偶者)	
123万円超	▼

配偶者区分は、「配偶者あり」を選択し、合計所得(本人)は「900万円以下」を選択。合計所得(配偶者)は、「123万円超」を選択下さい。

給与計算した場合、他の扶養親族数に1人加算されません。

6. 配偶者があり、本人所得が900万超950万以下、配偶者所得が38万以下の場合

配偶者区分	
配偶者あり	▼
合計所得(本人)	
900万円超950万円以下	▼
合計所得(配偶者)	
38万円以下	▼

配偶者区分は、「配偶者あり」を選択し、合計所得(本人)は「900万円超950万円以下」を選択。合計所得(配偶者)は、「38万円以下」を選択下さい。

給与計算した場合、他の扶養親族数に1人加算されません。

7. 配偶者があり、本人所得が900万超950万以下、配偶者所得が38万超85万以下の
場合

配偶者区分	
配偶者あり	▼
合計所得(本人)	
900万円超950万円以下	▼
合計所得(配偶者)	
38万円超85万円以下	▼

配偶者区分は、「配偶者あり」を選択し、合計所得(本人)は「900万円超950万円以下」を選択。
合計所得(配偶者)は、「38万円超85万円以下」を選択下さい。

給与計算した場合、他の扶養親族数に1人加算されません。

8. 配偶者があり、本人所得が900万超950万以下、配偶者所得が85万超123万以下
の場合

配偶者区分	
配偶者あり	▼
合計所得(本人)	
900万円超950万円以下	▼
合計所得(配偶者)	
85万円超123万円以下	▼

配偶者区分は、「配偶者あり」を選択し、合計所得(本人)は「900万円超950万円以下」を選択。
合計所得(配偶者)は、「85万円超123万円以下」を選択下さい。

給与計算した場合、他の扶養親族数に1人加算されません。

9. 配偶者があり、本人所得が900万超950万以下、配偶者所得が123万超の場合

配偶者区分	
配偶者あり	▼
合計所得(本人)	
900万円超950万円以下	▼
合計所得(配偶者)	
123万円超	▼

配偶者区分は、「配偶者あり」を選択し、合計所得(本人)は「900万円超950万円以下」を選択。合計所得(配偶者)は、「123万円超」を選択下さい。

給与計算した場合、他の扶養親族数に1人加算されません。

10. 配偶者があり、本人所得が950万超1000万以下、配偶者所得が38万以下の場合

配偶者区分	
配偶者あり	▼
合計所得(本人)	
950万円超1000万円以下	▼
合計所得(配偶者)	
38万円以下	▼

配偶者区分は、「配偶者あり」を選択し、合計所得(本人)は「950万円超1000万円以下」を選択。合計所得(配偶者)は、「38万円以下」を選択下さい。

給与計算した場合、他の扶養親族数に1人加算されません。

11. 配偶者があり、本人所得が950万超1000万以下、配偶者所得が38万超85万
以下の場合

配偶者区分	
配偶者あり	▼
合計所得(本人)	
950万円超1000万円以下	▼
合計所得(配偶者)	
38万円超85万円以下	▼

配偶者区分は、「配偶者あり」を選択し、合計所得(本人)は「950万円超1000万円以下」を選択。
合計所得(配偶者)は、「38万円超85万円以下」を選択下さい。

給与計算した場合、他の扶養親族数に1人加算されません。

12. 配偶者があり、本人所得が950万超1000万以下、配偶者所得が85万超123万
以下の場合

配偶者区分	
配偶者あり	▼
合計所得(本人)	
950万円超1000万円以下	▼
合計所得(配偶者)	
85万円超123万円以下	▼

配偶者区分は、「配偶者あり」を選択し、合計所得(本人)は「950万円超1000万円以下」を選択。
合計所得(配偶者)は、「85万円超123万円以下」を選択下さい。

給与計算した場合、他の扶養親族数に1人加算されません。

13. 配偶者があり、本人所得が950万超1000万以下、配偶者所得が123万超の場合

配偶者区分	
配偶者あり	▼
合計所得(本人)	
950万円超1000万円以下	▼
合計所得(配偶者)	
123万円超	▼

配偶者区分は、「配偶者あり」を選択し、合計所得(本人)は「950万円超1000万円以下」を選択。
合計所得(配偶者)は、「123万円超」を選択下さい。

給与計算した場合、他の扶養親族数に1人加算されません。

14. 配偶者があり、本人所得が1000万超、配偶者所得が38万以下の場合

配偶者区分	
配偶者あり	▼
合計所得(本人)	
1000万円超	▼
合計所得(配偶者)	
38万円以下	▼

配偶者区分は、「配偶者あり」を選択し、合計所得(本人)は「1000万円超」を選択。
合計所得(配偶者)は、「38万円以下」を選択下さい。

給与計算した場合、他の扶養親族数に1人加算されません。

15. 配偶者があり、本人所得が1000万超、配偶者所得が38万超85万以下の場合

配偶者区分	
配偶者あり	▼
合計所得(本人)	
1000万円超	▼
合計所得(配偶者)	
38万円超85万円以下	▼

配偶者区分は、「配偶者あり」を選択し、合計所得（本人）は「1000万円超」を選択。
合計所得（配偶者）は、「38万円超85万円以下」を選択下さい。

給与計算した場合、他の扶養親族数に1人加算されません。

16. 配偶者があり、本人所得が1000万超、配偶者所得が85万超123万以下の場合

配偶者区分	
配偶者あり	▼
合計所得(本人)	
1000万円超	▼
合計所得(配偶者)	
85万円超123万円以下	▼

配偶者区分は、「配偶者あり」を選択し、合計所得（本人）は「1000万円超」を選択。
合計所得（配偶者）は、「85万円超123万円以下」を選択下さい。

給与計算した場合、他の扶養親族数に1人加算されません。

17. 配偶者があり、本人所得が1000万超、配偶者所得が123万超の場合

配偶者区分	
配偶者あり	▼
合計所得(本人)	
1000万円超	▼
合計所得(配偶者)	
123万円超	▼

配偶者区分は、「配偶者あり」を選択し、合計所得（本人）は「1000万円超」を選択。
合計所得（配偶者）は、「123万円超」を選択下さい。

給与計算した場合、他の扶養親族数に1人加算されません。

年末調整の随時処理で、年調区分を「通常」で処理した場合（なお、以下に該当時は年末調整の随時処理にて、配偶者の合計所得入力が必要です。）

本 人	配偶者	(源泉) 控除 対象配偶者 の有無	源泉徴収票		
			配偶者（特別） 控除の額	(源泉・特別) 控除対象配偶者 氏名	配偶者の 合計所得
900万以下	38万以下	有：○	(随時処理15欄金額)	氏名印字	(随時処理：配偶者合計所得金額)
900万以下	38万超85万以下	—	(随時処理15欄金額)	氏名印字	(随時処理：配偶者合計所得金額)
900万以下	85万超123万以下	—	(随時処理15欄金額)	氏名印字	(随時処理：配偶者合計所得金額)
900万以下	123万超	—	—	—	(随時処理：配偶者合計所得金額)
900万超950万以下	38万以下	有：○	(随時処理15欄金額)	氏名印字	(随時処理：配偶者合計所得金額)
900万超950万以下	38万超85万以下	—	(随時処理15欄金額)	氏名印字	(随時処理：配偶者合計所得金額)
900万超950万以下	85万超123万以下	—	(随時処理15欄金額)	氏名印字	(随時処理：配偶者合計所得金額)
900万超950万以下	123万超	—	—	—	(随時処理：配偶者合計所得金額)
950万超1000万以下	38万以下	有：○	(随時処理15欄金額)	氏名印字	(随時処理：配偶者合計所得金額)
950万超1000万以下	38万超85万以下	—	(随時処理15欄金額)	氏名印字	(随時処理：配偶者合計所得金額)
950万超1000万以下	85万超123万以下	—	(随時処理15欄金額)	氏名印字	(随時処理：配偶者合計所得金額)
950万超1000万以下	123万超	—	—	—	(随時処理：配偶者合計所得金額)
1000万超	38万以下	—	—	—	—
1000万超	38万超85万以下	—	—	—	—
1000万超	85万超123万以下	—	—	—	—
1000万超	123万超	—	—	—	—